

計画策定の経過

| 年 月 日 | 事 項 |
|-----------------------|---|
| 2018年(平成30年) 4月1日 | ○「函館市地域福祉計画策定委員会」設置 |
| 5月15日 | ○第1回 函館市地域福祉計画策定委員会開催 1 委員長および副委員長の選出について 2 第4次函館市地域福祉計画策定スケジュールについて 3 地域福祉計画策定のガイドラインについて 4 地域福祉に関する意識調査(案)について |
| 5月～7月 地域福祉に関する意識調査実施 | |
| 7月26日 | ○第2回 函館市地域福祉計画策定委員会開催 1 第4次函館市地域福祉計画策定に向けた課題について 2 第4次函館市地域福祉計画への成年後見制度利用促進基本計画(市町村計画)の記載について |
| 9月20日 | ○第3回 函館市地域福祉計画策定委員会開催 1 第4次函館市地域福祉計画へ記載する基本的事項について ①計画策定の趣旨等について ②地域福祉計画の基本理念および基本目標等について |
| 10月24日 | ○第4回 函館市地域福祉計画策定委員会開催 1 第4次函館市地域福祉計画の基本理念について 2 第4次函館市地域福祉計画における函館市の現状および基本施策等について ①函館市の現状について ②基本目標1に係る基本施策について ③基本目標2に係る基本施策について ④基本目標3に係る基本施策について ⑤中間年の評価について |
| 11月15日 | ○第5回 函館市地域福祉計画策定委員会開催 1 第4次函館市地域福祉計画(案)の修正について |
| 2019年(平成31年) 1月16日 | ○政策会議に計画(素案)の報告, 協議 |
| 1月23日 | ○計画(案)に対するパブリックコメント(意見公募)の実施(市政はこだて・市ホームページに掲載, 本庁・支所において(案)配布 2月21日まで) |
| 1月29日 | ○市議会民生常任委員会に計画(案)の報告, 協議 |
| 3月11日 | ○市議会民生常任委員会にパブリックコメントの実施結果の報告 ○パブリックコメントの実施結果の公表 |
| 3月14日 | ○第4次函館市地域福祉計画の決定 |

函館市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にあたり，市民の意見等を反映させるため，函館市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 策定委員会は，誰もが住み慣れた地域において自立した生活が送られるよう，社会福祉を取りまく様々な環境の変化に対応した地域福祉の推進を図るため，福祉および教育等関係者ならびに市民の参画のもとに幅広い視点から協議を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 策定委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に係る調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関し必要な事項

(組織)

第4条 策定委員会は，委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は，地域福祉に関し見識を有する者のうちから市長が指定する。

- 2 委員のうち1人は，別に定めるところにより公募する。

(任期)

第6条 委員の任期は，平成31年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第7条 策定委員会に委員長1人および副委員長1人を置く。

- 2 委員長は，委員の互選により定める。
 - 3 副委員長は，委員長が指名する者をもって充てる。
 - 4 委員長は，会務を総理し，策定委員会を代表する。
 - 5 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。
-

(会議)

第8条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、策定委員会の会議の議長となる。

3 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

函館市地域福祉計画策定委員会委員名簿（五十音順，敬称略）

| 氏 名 | 所 属 |
|---------------|--------------------|
| 〔委員長〕 池田 延己 | 学校法人函館大妻学園 |
| 石田 由恵 | 函館保育協会 |
| 越橋 理恵 | 一般公募 |
| 岡 真行 | 函館地区保護司会 |
| 奥野 秀雄 | 社会福祉法人函館市社会福祉協議会 |
| 川口 英孝 | 函館市町会連合会 |
| 木田 祥平 | 北海道社会福祉士会道南地区支部 |
| 木村 一雄 | 函館市私立幼稚園協会 |
| 木村 祥世 | NPO法人函館市青年サークル協議会 |
| 小杉 あゆみ | 函館市地域包括支援センター連絡協議会 |
| 櫻田 なおみ | 函館地域障害者自立支援協議会 |
| 佐藤 章二 | 函館社会福祉施設連盟 |
| 外崎 紅馬 | 国立大学法人北海道教育大学函館校 |
| 野村 俊幸 | 一般財団法人北海道国際交流センター |
| 濱谷 操 | 函館市中学校長会 |
| 船橋 優子 | 函館市民生児童委員連合会 |
| 〔副委員長〕 松田 由美子 | 函館市ボランティア連絡協議会 |
| 宮崎 公彦 | 八幡町在宅福祉委員会 |
| 宗像 英明 | 函館市小学校長会 |



障がい者や配慮が必要な方に関するマークの一例

障がい者や配慮が必要な方に関するマークの一部をご紹介します。

これらのマークは国際的に定められたものや法律に基づくもののほか、障がい者団体や行政機関が提唱しているものもあります。



○障がい者のための国際シンボルマーク

すべての障がい者を対象に、障がいのある方が容易に利用できる建物・施設であることを示すマークです。このマークの使用については、国際リハビリテーション協会で定める基準を満たすことが必要です。



○視覚障がい者シンボルマーク

視覚の障がいを示す世界共通のマークです。このマークは、手紙や出版物のほか、歩行用などに自由に使用してよいことになっています。



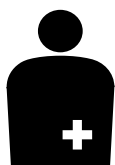
○聴覚障がい者シンボルマーク（耳マーク）

聴覚に障がいがあることを示すマークです。聴覚障がいの方は、見た目にはわからないため、誤解や不利益を受けやすく、また情報の取得が困難です。コミュニケーションのとり方に配慮が必要です。



○ハートプラスマーク

体の内部（心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能）の障がいを示すマークです。



○オストメイトマーク

人工肛門・人工ぼうこうを使用している方（オストメイト）のための設備があることを示しています。オストメイト対応トイレの入口や、案内誘導のプレートに表示されています。



○身体障がい者標識（よつばマーク）

身体の障がいのため、運転免許証に条件を付されている方が運転する車両に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みなどを行なうことは、道路交通法により原則として禁止されています。



○聴覚障がい者標識

聴覚に障がいのある方が運転する車に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みなどを行なうことは、道路交通法により原則として禁止されています。



○ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。公共・民間の別なく、施設や交通機関への補助犬の同伴が認められています。



○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方，内部障がいや難病の方，妊娠初期の方など，外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は，思いやりのある行動をお願いします。



○高齢運転者標識

70歳以上で，加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれのある方が運転する車に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みなどを行なうことは，道路交通法により原則として禁止されています。



○介護マーク

認知症の方の介護は，介護していることが分かりにくく，誤解や偏見を持たれることがあるため，介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。このマークを見かけたら，温かく見守ってください。



○マタニティーマーク

妊娠中，特に妊娠初期は外見から妊婦であるか判断しにくく，妊娠中のつらい症状が周りに伝わりにくいことがあります。このマークを見かけたら，思いやりのある気づかいをお願いします。

■ 第4次函館市地域福祉計画（平成31年3月発行） ■

発行：函館市
編集：函館市保健福祉部
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電話 0138-21-3289 FAX 0138-26-4090
印刷：有限会社 共立印刷
